

年金のはなし ①

これから始まる新たな生活を考えるとき、健康と並んで、とつても大切なのがお金です。これまでこつこつとつけてきた年金は、これからの生活の基礎を支える大切な財産です。



Q₁ 年金のしくみを教えてください。

A 国が運営している公的年金のうち、国民年金は原則として20歳から60歳までのすべての人が加入することになっています。

Q₂ 年金はいつからもらえるのですか？

A 国民年金から支給される**老齢基礎年金は原則として65歳から**です。厚生年金は、特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分+定額部分)として65歳よりも前から支給されていますが、これは段階的に報酬比例部分のみとなり、さらにはこの報酬比例部分もなくなり、将来的には、老齢厚生年金をもらえるのは65歳からとなります。年齢男女によって違いますので、左の表を参照してください。

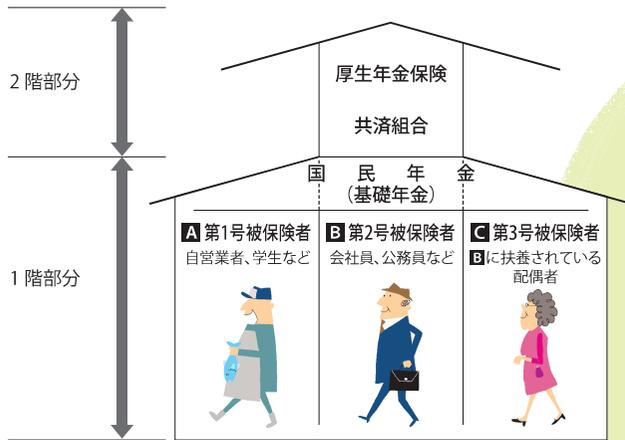
Q₃ 年金はどうやったら受け取ることができますか？

A 年金を受け取るには原則として、国民年金の第1号被保険者の資格期間や第3号被保険者期間、厚生年金などの年金の受給資格期間が**通算10年以上**であることが必要です。受給資格がある方には、年金をもらえる年齢(左表参照)に到達する誕生日の約3か月前に年金請求書が送られてきます。国民年金の第1号被保険者としてのみ加入していた人は区役所に、厚生年金や国民年金の第3号被保険者期間のある人は事前に予約して、年金事務所に行つて**年金請求**をしてください。年金は年齢に到達したら自動的に振り込まれるわけではなく、**年金請求が必要**です。また、年金請求から実際に年金が振り込まれるまでに、3~4か月かかります。

Q₄ 年金がいくらもらえるか、どこに聞いたらわかりますか？

A 50歳以上の方は、年金事務所の窓口で年金の試算をしてもらえます。また、受給資格を満たしている方は、**ねんきんダイヤル**で依頼すると将来の年金見込額を自宅に送ってもらうこともできます。毎年誕生日には「**ねんきん定期便**」が届きます。通常の定期便には、直近一年間の加入記録が載っています。59歳の年には、国民年金と厚生年金のすべての加入記録と将来の年金見込額が載った定期便が届きますので確認してください。また、インターネットで自分の年金加入歴が確認できます。詳しくは、**日本年金機構のホームページ**を確認してください。

※01 2階建て方式の年金制度



※02 受給開始年齢

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
男 昭和16年4月1日以前			報酬比例部分	老齢厚生年金		
女 昭和21年4月1日以前			定額部分	老齢基礎年金		
男 昭和16年4月2日~昭和18年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
女 昭和21年4月2日~昭和23年4月1日			定額部分	老齢基礎年金		
男 昭和18年4月2日~昭和20年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
女 昭和23年4月2日~昭和25年4月1日			定額部分	老齢基礎年金		
男 昭和20年4月2日~昭和22年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
女 昭和25年4月2日~昭和27年4月1日			定額部分	老齢基礎年金		
男 昭和22年4月2日~昭和24年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
女 昭和27年4月2日~昭和29年4月1日			定額部分	老齢基礎年金		
男 昭和24年4月2日~昭和28年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
女 昭和29年4月2日~昭和33年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
男 昭和28年4月2日~昭和30年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
女 昭和33年4月2日~昭和35年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
男 昭和30年4月2日~昭和32年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
女 昭和35年4月2日~昭和37年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
男 昭和32年4月2日~昭和34年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
女 昭和37年4月2日~昭和39年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
男 昭和34年4月2日~昭和36年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
女 昭和39年4月2日~昭和41年4月1日			報酬比例部分	老齢厚生年金		
男 昭和36年4月2日以降				老齢厚生年金		
女 昭和41年4月2日以降				老齢基礎年金		

年金を請求される方、年金を受給されている方、
一般の年金相談は

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165へ
(<https://www.nenkin.go.jp/>)

○050で始まる電話でおかけになる場合は ☎03-6700-1165へ
共済組合加入期間については各共済組合にお問い合わせください。

定年前後の手続チャート

定年退職前

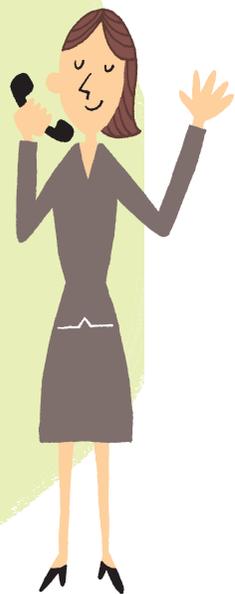
- 50歳以上 年金事務所の窓口で年金額の試算が可能
- 59歳 「ねんきん定期便」が届く
(国民年金と厚生年金のすべての加入記録と将来の年金見込額のお知らせ)

定年退職後

- 60歳未満の場合、国民年金へ種別変更
配偶者が60歳未満の場合、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更
- 60歳以降 年金がもらえる年齢に到達する約3か月前に「年金請求書」が届く
年金の受給資格を満たしたら、年金の請求
↓
請求の2~3か月後、年金証書が届く
↓
年金証書到達後1~2か月後に年金が振込まれる
- 65歳の誕生日 老齢厚生年金・老齢基礎年金の年金請求のハガキが届く
- 65歳 65歳から支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の請求

年金受給開始後毎年

- 10月頃「扶養親族等申告書」を提出



Q5 国民年金の老齢基礎年金は誰でももらえるのですか？

A 老齢基礎年金は、原則として10年以上の受給資格期間がなければもらえません。受給資格期間には、国民年金の第1号被保険者として実際の保険料を支払った期間だけでなく、保険料免除期間(経済的理由などで申請により免除された期間など)も含まれます。

Q7 仕事をすると年金を減額されるというのは、本当ですか？

A 定年後、同じ会社で継続して働く場合や、再就職する場合など、厚生年金に加入して働きながら受給する年金を「在職老齢年金」といいます。在職老齢年金は、給与の額に応じて年金が減額されたり、支給されない場合もあります。

Q8 年金を繰り上げて受けとることができますか？

A 老齢基礎年金は、本人が希望して「繰り上げ支給を申請すると、60歳から64歳までのいつからでも、月単位で前倒して年金をもらうことができます。その代わり、本来の年金額を一定率で減額して支給され、減額は一生続きます。

Q9 60歳未満で退職した場合はどうなるのですか？

A 60歳未満で退職した人は、第2号被保険者から第1号被保険者になりますので、区役所で手続きが必要です。退職後速やかに「国民年金被保険者関係届書」を区役所保険年金課に提出してください。①

間など)も含まれます。老齢基礎年金は保険料納付済みの期間や、第3号被保険者期間が40年あって初めて満額支給されます。

パートやアルバイト、あるいは個人事業など、社会保険(厚生年金)に加入しないで働く場合は、年金は減額されません。

反対に「繰り下げ支給は、支給開始を66歳から70歳まで月単位で遅くして、本来の年金額を一定率で増額して支給するものです。また、65歳から支給される老齢厚生年金も繰り下げ支給ができますので、詳しくは年金事務所へお問い合わせください。②

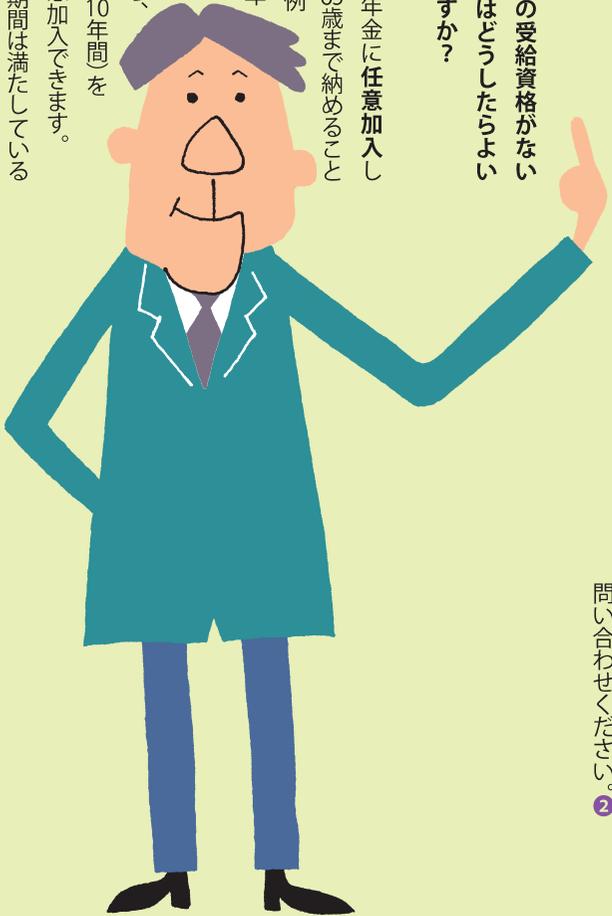
手続きをしないと老齢基礎年金が減ったり、受給資格がなくなる場合もありますので注意してください。①

Q6 年金の受給資格がない場合はどうしたらよいのですか？

A 国民年金に任意加入して、65歳まで納めることができます。特例として、昭和40年4月1日以前生まれの人は70歳までのうち、受給資格期間(10年間)を満了するまで任意加入できます。

Q10 退職後、配偶者の年金の手続きは？

A 退職時、あるいは在職中でも65歳に達したときに、扶養している60歳未満の配偶者がいる場合は、区役所保険年金課で手続きが必要です。①
配偶者は第3号被保険者から第1号被保険者になります。配偶者本人が、種別変更の届けを行ってください。



また、「合算対象期間」といって、年金額には反映されませんが、資格期間に合算できる期間があるときは、年金が受給できる場合もありますので、年金事務所へお問い合わせください。②

問い合わせ先

早良区役所 保険年金課 国民年金係 ①

早良区百道2-1-1
☎833-4323 FAX 846-9921

早良区役所 入部出張所 保険・福祉係

☎804-2014 FAX 803-0924

西福岡年金事務所 ②

西区内浜1-3-7
☎883-9962 FAX 884-0149

日本年金機構 ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>